

# 「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」の改正案の概要について

## 1 背景

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」という。）に基づき、本年4月30日に「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）が制定されたことを踏まえ、「石川県認定こども園の認定の要件を定める条例」（平成18年石川県条例第40号）を改正する。

※金沢市内の施設については、金沢市で定める条例が適用されます。

## 2 改正案

### （1）内容

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を改正する。

### （2）基本的な考え方

- ① 施設の人員配置基準や面積基準については、国が示した基準に準じて規定する。  
(別紙参照)
- ② ①のほか、適正な施設運営の確保のため必要なものを県独自の基準として規定する。  
(下記(3)参照)

### （3）県独自の基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年石川県条例第62号）で保育所について定めている独自基準と同一の内容

- ① 災害対応マニュアル策定の義務化
- ② 虐待防止責任者の設置及び職員研修の努力義務化
- ③ 児童の処遇に関する記録等の保存期間の延長（5年間に）
- ④ マイ保育園事業実施の努力義務化

## 3 条例施行日

改正認定こども園法の施行日から施行する。（平成27年4月1日施行予定）

## ◎改正案（施設の人員配置基準及び面積基準関係部分）の概要

項目		現行	改正後
学級の編制		満3歳以上の園児について学級を編制 (1学級の園児は原則35人以下)	同 左
職員配置		0歳 3:1 1,2歳 6:1 3歳 20:1 4,5歳 30:1  さらに満3歳以上の園児については 1学級につき1人以上の専任職員を配置	同 左
教育・保育にあたる職員の資格		保育士資格及び幼稚園教諭免許の併有が望ましい	※改正認定こども園法において職員の保育士資格と幼稚園教諭免許の併有を義務化 (5年間の移行措置あり)
設備	園舎・保育室等	(1) 0~2歳児 保育所の保育室等の基準 乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人 保育室 1. 98㎡/人  (2) 3~5歳 次のいずれかの基準を満たすこと ①幼稚園の園舎の基準 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ (さらに1学級増えるごとに100㎡増) ②保育所の保育室の基準 1. 98㎡/人	(1) 0~2歳児 同 左  (2) 3~5歳 幼稚園の園舎の基準及び保育所の保育室の基準を <u>いずれも満たすこと</u>  ※既存施設から移行する場合は、現行基準どおり
	園庭	○面積 次の面積を合算したもの (1) 2歳 3. 3㎡/人 (2) 3~5歳 幼稚園及び保育所の基準を いずれか満たすこと  ①幼稚園 1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ (さらに1学級増えるごとに80㎡増) ②保育所 3. 3㎡/人	○面積 次の面積を合算したもの (1) 2歳 同 左 (2) 3~5歳 幼稚園及び保育所の基準 <u>のいずれか大きい方を満たすこと</u>  ※既存施設から移行する場合は、現行基準どおり
		○場所 原則園舎と同じ敷地内か隣接地 ※一定の条件を満たせば代替地の利用可能	○場所 同 左
	調理室	0~2歳 外部搬入不可 3~5歳 原則設置 (ただし外部搬入も可能)	同 左 ※ <u>食事を提供する児童の数が20人未満の場合、加熱等ができる調理設備のみで可</u>